

## 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII） ロゴマーク使用規程

1. 趣旨  
この規程は、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。
2. 禁止事項  
ロゴマークを使用する者は、別紙に定める事項に抵触してはならない。
3. ロゴマークを使用する者の責務等  
ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、環境省はロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。
4. ロゴマークの使用改善の要求  
ロゴマークを使用する者が、別紙に定める事項に抵触している場合には、環境省は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、環境省はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。
5. ロゴマークの使用承認の取り消し  
ロゴマークを使用する者が、6. に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合には、環境省は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、環境省はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。
6. その他  
本規程に定めるものの他、必要な事項は環境省生物多様性センター長が別に定める。

### 附則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

## ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 別添「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII) ロゴマークのコンセプト及び仕様等」に反する使用の場合。
- (2) 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII) の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 使用者が実態の無い団体の場合。
- (9) その他、本規程の定めに適合しない場合。